

公告期間： R7.10.14 ～ R7.11.4

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年10月14日

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

財務部長 大小原 努

1. 業務概要等

- (1) 件 名 高崎地区コバルト試験棟他建築改修工事
- (2) 場 所 群馬県高崎市綿貫町1233番地
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 高崎量子技術基盤研究所
- (3) 業務概要 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期限 令和8年3月27日（金）まで

- (5) 本入札においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を紙入札方式により行う。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者についてはこの限りでない。
- (2) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則第11条第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 申請及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構又は文部科学省から指名停止等の措置を受けていないこと。（建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年1月20日 17文科施第345号）。
- (4) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和7、8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の等級）が、AもしくはB、C、Dであること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（4）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (6) 過去10年以内に元請又は一次下請として完成引渡しが進んでいる以下の工事实績を有すること。（共同企業体の構成員としては、出資比率20%以上の場合に限る。）
 - ・外壁及び防水工事を含む建築工事または建築改修工事の実績を有すること。（なお、工事实績は量子科学技術研究開発機構、省庁、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人、都道府県、市町村が発注した工事に限る。）

- (7) 次に掲げる基準を全て満たす者を主たる技術者として当該業務に配置し、直接担当できること。
- ① 2級建築施工管理技士と同等以上の有資格者を主任技術者として当該工事に配置できること。
 - ② 過去 10 年以内に元請又は一次下請として完成引渡しが行われている以下の工事実績を有すること。
(共同企業体の構成員としては、出資比率 20%以上の場合に限る。)
 - ・ 外壁及び防水工事を含む建築工事または建築改修工事の実績を有すること。(なお、工事実績は量子科学技術研究開発機構、省庁、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人、都道府県、市町村が発注した工事に限る。)
 - ③ 配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することが出来る資料を求める。その明示がなされない場合は入札に参加できない。なお、直接的な雇用関係とは、入札参加者と配置予定技術者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは、入札参加者から入札の申込みのあった日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。
 - ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
 - (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ)有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(10) 当機構が別に指定する誓約書に暴力団等に該当しない旨の誓約をできること。

3. 入札手続等

(1) 入札書等の提出場所等

〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

財務部契約課 川畑 夏姫

TEL 043-206-3015 (ダイヤルイン) E-mail nyuusatsu_qst@qst.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年10月14日(火)から令和7年11月4日(火)まで

上記3.(1)の交付場所又は電子メールにおいて交付する。

電子メールによる交付を希望する者は、必要事項(公告日、入札件名、上記3.(1)の担当者名、住所、社名、担当者所属及び氏名、電話、FAX、E-mail)を記入し、上記3.(1)のアドレスに送信すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所

令和7年10月14日(火)から令和7年11月5日(水)17時00分まで

提出場所は上記3.(1)に同じ

(4) 入札・開札執行の日時及び場所

令和7年11月25日(火) 15時00分

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 千葉地区 入札事務室

4. 入札保証金

免除する。

5. 契約保証金

納付する。契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、有価証券等の提供又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、保険会社との間に当機構を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と公共工事履行保証契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

6. 入札の無効

- ① 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札
- ② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
- ③ 入札に関する条件に違反した入札

7. 落札者の決定方法

(1) 技術審査に合格し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が作成した予定価格の制限の

範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合もある。

- (2) 落札決定に当っては、入札書に記載した金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 手続きにおける交渉の有無 無

9. 契約書作成の要否 要

10. 支払条件

請負金額の 40%を限度額に前払金の支払を請求することができる。

11. 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2. (4)に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記 3. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

12. その他

- (1) この入札に参加を希望する者は、申請書及び資料の提出時に、当機構が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (3) その他、詳細については、入札説明書によるため、必ず上記 3. (2)により、入札説明書の交付を受けること。